各所属長

岐阜県警察山岳警備隊に関する訓令を次のように定める。

平成17年2月24日

岐阜県警察本部長 笠原 孝志

岐阜県警察山岳警備隊に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、岐阜県警察山岳警備隊(以下「山岳警備隊」という。)の編成 及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 山岳警備隊は、山岳における遭難者の救出、救護、登山者の遭難防止等に関する活動(以下「山岳警備活動」という。)に当たることを任務とする。

(山岳警備隊本部)

第3条 山岳警備隊本部(以下「本部」という。)は、岐阜県警察本部地域部地域課 (以下「地域課」という。)に置く。

(編成)

- 第4条 山岳警備隊は、本部並びに飛驒方面隊、能郷白山方面隊及び恵那山方面隊を もって編成する。
- 2 各方面隊の主たる活動区域、関係警察署及び拠点警察署は、次のとおりとする。

名 称	主たる活動区域	関係警察署	拠点警察署
飛驒方面隊	北アルプス山系、御嶽山山系、白山山系	高山、飛驒、下呂	高山
能郷白山方面隊	能郷白山山系	北方、揖斐	北方
恵那山方面隊	恵那山山系	中津川	中津川

3 山岳警備隊の編成は、別表のとおりとする。

(隊に置く職)

- 第5条 本部に次の職を置く。
 - (1) 隊長

隊長は、地域部に所属する警視又は警部をもって充てる。

(2) 副隊長

副隊長は、地域課に所属する警部をもって充てる。

- (3) 隊付小隊長
 - 隊付小隊長は、地域課に所属する警部補をもって充てる。
- (4) 隊付

隊付は、地域課に所属する警部補以下の警察官をもって充てる。

- 2 方面隊に次の職を置く。
 - (1) 方面隊長

方面隊長は、拠点警察署に所属する警部又は警部補をもって充てる。

(2) 方面小隊長

飛驒方面隊に方面小隊長を置き、高山警察署に所属する警部補をもって充てる。

(3) 隊員

隊員は、警部補以下の警察官をもって充てる。

(隊員等の任命)

第6条 隊長、副隊長、隊付小隊長、隊付、方面隊長、方面小隊長及び隊員(以下「隊員等」という。)は、地域部地域課長(以下「地域課長」という。)又は関係警察署長(以下「関係所属長」という。)の推薦に基づき、警察本部長(以下「本部長」という。)が任命する。

(山岳警備隊企画指導班)

- 第7条 高山警察署地域課に山岳警備隊企画指導班(以下「企画指導班」という。) を置く。
- 2 企画指導班に、高山警察署の飛驒方面隊員を配置する。 (運用等)
- 第8条 地域課長は、各登山シーズンにおける山岳警備活動計画を策定するとともに、 隊員等の教養訓練に当たるものとする。
- 2 関係警察署長は、警察署独自で山岳警備活動計画の策定及び教養訓練を実施する 場合は、事前に地域課長に報告するものとする。

(隊員等の心構え)

第9条 隊員等は、平素から山岳警備の知識及び技術の研修並びに体力の錬成に努め、 任務の遂行に当たっては、一致団結してその目的を達成するよう努めなければなら ない。

(出動要請)

第10条 山岳警備隊の出動を必要と認める警察署長(以下「要請警察署長」という。) は、地域課長を経て本部長に要請するものとする。ただし、事態が急迫してそのい とまがないときは、直接関係所属長に要請し、事後速やかに本部長に報告しなけれ ばならない。

(出動)

- 第11条 山岳警備隊の出動は、前条に規定する要請に基づき、本部長が命令する。
- 2 関係所属長は、前項の出動命令又は前条ただし書きの出動要請があった場合は、 速やかに所属の隊員等を派遣しなければならない。
- 3 第1項により出動した隊員等は、要請警察署長の指揮の下に活動するものとする。 (連絡協調)
- 第12条 隊員等は、山岳警備活動を適切に行うため、民間救助隊、山岳会、市町村等の関係機関と緊密な連携を保ち、協調するように努めなければならない。
- 第13条 山岳警備隊の隊員章は、別図のとおりとし、左上腕部に装着するものとする。 (雑則)
- 第14条 この訓令に定めるもののほか、山岳警備隊の運営に関し必要な事項は別に定

める。

附則

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 岐阜県警察山岳警備隊に関する訓令(昭和45年岐阜県警察訓令第11号)は廃止する。

附 則(平成18年3月1日岐阜県警察訓令第11号)

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日岐阜県警察訓令第10号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日岐阜県警察訓令第1号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月3日岐阜県警察訓令第5号)

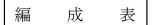
この訓令は、平成28年3月11日から施行する。

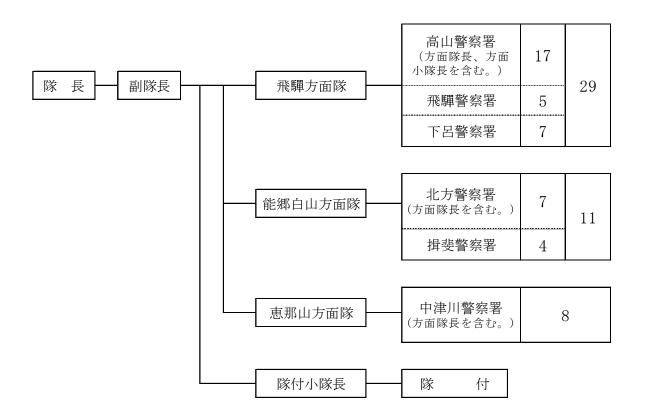
附 則(平成28年9月28日岐阜県警察訓令第26号)

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日岐阜県警察訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。





ß	隊	長	副隊長	隊付小隊長	隊付	方面隊長	方面小隊長	隊員	計
	1		1	1	2	3	1	44	53

別 図

隊員章の図

